

## 規制の事前評価書

|                           |   |  |
|---------------------------|---|--|
| 政策の名称                     | 保険会社の子会社等への与信に係る大口与信規制の見直し  |  |
| 担当部局                      | 金融庁総務企画局企画課保険企画室  | 電話番号： 03-3506-6000<br>e-mail: RIA@fsa.go.jp  |
| 評価実施時期                    | 平成24年5月23日  |  |
| 規制の目的、内容及び必要性等            | <p><b>【現状及び問題点】</b><br/>         保険会社の与信に係る大口与信規制(※)は、保険会社の財務の健全性を確保する観点から、特定の先に対する与信の集中を排除するために設けられており、与信先が子会社であっても適用除外とはされていない。このため、保険会社が国内外において大規模な保険会社を買収しようとしたり、ある保険部門を分社化しようとしたりする場合等において、取得する株式の保険会社の総資産に占める割合が、大口与信規制の上限値を超える可能性がある。<br/>         ※ 同一人に対する与信(株式の取得を含む。)は、総資産の10%(貸付け及び債務の保証の合計額については、総資産の3%)が上限となっている。</p> <p><b>【目的及び必要性】</b><br/>         上記問題に対応するため、買収による保険子会社株式の取得を通じた、保険会社における本業の収益機会拡大に資する環境を整備していく必要がある。</p> <p><b>【内容】</b><br/>         保険子会社に対する与信のうち、株式の取得について、大口与信規制の対象から除外する。</p> |  |
| 想定される代替案                  | 法令の名称・関連条項とその内容   | 保険業法施行規則第48条の3第1項  |
| 規制の費用                     | 費用の要素   | 代替案の場合   |
| (遵守費用)                    | 特段の費用は発生しない。  | 特段の費用は発生しない。   |
| (行政費用)                    | 特段の費用は発生しない。  | 特段の費用は発生しない。   |
| (その他の社会的費用)               | 保険子会社株式の取得に伴って生じるリスクは、保険会社の本業の事業展開に係るリスクであるため、保険会社自らがそのリスク管理を適切に行うことが期待されることから、当該株式の取得を大口与信規制の対象から除外したとしても、財務の健全性に悪影響を及ぼすような特定の先に対する与信の集中は排除されることが見込まれる。このため、特段の社会的費用は発生しない。  | 株式の取得を除いた貸付けや債務の保証等のその他の与信は、信用リスクの側面が強いため、保険子会社に当該与信が集中し、信用リスクが顕在化した場合には、保険会社の財務の健全性に悪影響を与える事態が生じ、保険契約者等の保護に支障を来すおそれがある。 |
| 規制の便益                     | 便益の要素   | 代替案の場合   |
|                           | 買収による保険子会社株式の取得を通じた、保険会社における本業の収益機会が拡大し、経営基盤の強化が図られることが見込まれる。   | 本案の便益のほか、現行の大口与信規制に捉われることなく保険子会社に対する与信が可能となり、例えば、保険会社からの債務の保証を背景として保険子会社が高い信用力の評価を得ることができる等の便益が見込まれる。                    |
| 政策評価の結果<br>(費用と便益の関係の分析等) | <p>(1)費用と便益の関係の分析<br/>         特段の新たな費用が発生することなく、買収による保険子会社株式の取得を通じて、本業の収益機会が拡大し、保険会社における経営基盤の強化に資するという多大な便益が発生することが見込まれる。<br/>         よって、本案による改正は適当といえる。</p> <p>(2)代替案との比較<br/>         代替案による便益は、本案を上回るが見込まれる。しかしながら、本案では特段の社会的費用が発生しないと考えられる一方、代替案では保険子会社に対する与信集中による信用リスクが顕在化することにより、保険会社の財務の健全性に悪影響を与える事態に至った場合には、保険契約者等の保護に支障を来し、多大な社会的費用が発生するおそれがあり、これを看過することはできない。<br/>         したがって、本案が適当と考えられる。</p>   |  |
| 有識者の見解その他関連事項             | 金融審議会金融分科会報告『保険会社のグループ経営に関する規制の見直しについて』(平成24年1月27日)   |  |
| レビューを行う時期又は条件             | 保険子会社に対する、株式の取得を除いた貸付けや債務の保証等のその他の与信については、今後の運用の実態等も見ながら、問題がないことが確認された場合には、大口与信規制の適用除外としていくこととする。   |  |
| 備考                        |   |  |